

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合リハビリテーションセンター  
広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)が保有する資産を広告媒体として有効に活用するとともに、センターの新たな自主財源を確保すること等を目的として広告の掲載(掲示を含む。)又は掲示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体(以下「広告媒体」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) センターの所有施設
- (2) センターの印刷物
- (3) センターのホームページ
- (4) その他センター院長(以下「院長」という。)が認めるもの

(広告の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、名誉棄損のおそれのあるもの又は各種差別的なもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) あたかもセンターが推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (8) 冠婚葬祭、仏具、墓石、墓地又は霊園等に関するもの
- (9) 青少年の健全育成の観点から有害であると判断されるもの
- (10) 定めるもののほか、広告掲載として適当でないと院長が認めるもの

2 地方独立行政法人奈良県立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

(広告の規格等)

第4条 広告掲載を募集する広告媒体、規格、位置、掲載料、掲載期間、募集方法及びその掲載に関し必要な事項については、院長が別に定める。

(広告掲載の決定)

第5条 院長は、広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 院長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者へ通知しなければならない。

(掲載料の納付)

第6条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、院長の指定する期日までに、掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務等)

第7条 広告主は、広告の内容に関する、一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第8条 院長は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 院長は、広告掲載の決定を取り消す場合は、すみやかに広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、書面によりセンターに届け出なければならない。

(広告掲載の取消し及び取下げに伴う損害賠償)

第10条 院長は、前2条の規定による広告掲載の取消し又は取下げが広告主の責めに帰すべき理由であり、センターが被害を被った場合は、当該広告主に対し、損害賠償を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 納付された掲載料は、原則として還付しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、院長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。